

## 中部ろうさい病院 開放型病床運用細則

### 〈目的〉

第1条 中部ろうさい病院における名古屋市医師会病診連携システム（以下「連携システム」という。）の登録医との開放型病床の運営にかかる必要な事項を定める。

2.登録医と病院医師による紹介入院患者の共同診療及び指導を行う体制とし、患者が必要とする医療を適切に提供しながら、登録医、病院医師相互の医療技術の向上を図るとともに、地域医療の充実に貢献する。

### 〈開放型病床の設置〉

第2条 開放型病床は、共同診療及び指導を目的とした病床として、中部ろうさい病院病棟内に5床設置する。（3階西病棟1床、5階東病棟1床、5階西病棟1床、6階西病棟1床、7階西病棟1床）

### 〈運営協議会〉

第3条 開放型病床を効率的かつ円滑に管理・運営するため、中部ろうさい病院内に「中部ろうさい病院開放型病床運営協議会」（以下「運営協議会」という。）を設置する。

2.協議会の組織・運営については別に定める。（協議会規定）

### 〈開放型病床利用の原則〉

第4条 開放型病床を利用する医師は、名古屋市医師会病診連携システム実施要領により登録した医師でありことを要し、中部ろうさい病院開放型病床実施要領第3条の5に規定する医師（以下「登録医」という。）とする。

### 〈開放型病床の運営管理〉

第5条 病院は開放型病床の運営を行い、登録医が有効に利用するために、必要に応じて病院の施設設備の提供をおこなう。

2.病院と医師会及び登録医は互いに協力し、開放型病床としての機能が効果的発揮されるよう努めるもとする。

### 〈共同診療〉

第6条 開放型病床に入室する患者に対し、共同診療及び指導により発生する診療費について、登録医、病院双方が入室前に理解を得ることとする。

- 2.登録医からの開放型病床利用要請については、地域医療連携室または、各診療科医師が対応することとし、各診療科部長を管理責任医師とする。
- 3.開放型病床に入室した患者の治療に関し、主治医を病院医師とし、登録医は院外主治医とする。
- 4.共同診療の実施日時については、主治医と事前に調整することとし、原則として病院の診療日の、午前9時から午後5時とするが、主治医との合意がある場合はこの限りではない。
- 5.開放型病床への入院期間は、原則として2週間を目処とする。
- 6.患者の開放型病床からの転室、転棟、退院は主治医が決定し、院外主治医に報告するとともに、患者が転院を必要とする際には、院外主治医は主治医に協力する。

#### 〈医療事故賠償責任〉

第6条 開放型病床の運営・管理上で発生した医療事故で登録医の診療行為にかかる賠償責任は、院長及び病院の開設者が責任を負うものとする。

- 2.前項の医療事故において登録医に重大な過失があった場合には、院長及び病院の開設者が求償権を行使することがある。

#### 〈その他〉

第7条 当細則に定めのない事項及び運営上の疑義については、運営協議会に諮り解決するものとする。

(附則) 本細則は、平成23年 5月 1日より施行する。